

福智町高校生通学定期券購入助成金交付要綱

令和7年9月17日
告示第127号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高校への通学における経済的負担の軽減及び公共交通機関の利用促進を図るため、通学定期券を購入した福智町(以下「町」という。)内に居住する高校生を対象として、予算の範囲内において交付する福智町高校生通学定期券購入助成金(以下「助成金」という。)について、福智町交付金交付規則(平成24年福智町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「高校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する次に掲げるものをいう。
 - ア 高等学校(定時制を含む)
 - イ 特別支援学校(高等部に限る)
 - ウ 高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る)
 - エ 専修学校(高等課程に限る)
- (2) 「通学定期券」とは、各公共交通機関が指定する高校等に在籍する生徒が、通学のためにその運行路線における特定の区間を一定期間利用できるよう発行される記名式の乗車券をいう。
- (3) 「高校生」とは、町の住民基本台帳に住民登録がなされており、高校に就学している者をいう。
- (4) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、高校生を現に監護する者をいう。
- (5) 「電磁的記録」とは、町が所定する情報システム等の電子情報処理組織を介して作成・保存される記録をいう。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、通学定期券を利用する高校生の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する世帯の者は、交付対象から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助の給付を受けている世帯
 - (2) 町税等に滞納がある世帯
- 2 助成金の交付対象となる通学定期券の利用区間は、往路及び復路において同一の駅を発着地点とし、通学に係る利用実態に応じて、その経路が最も経済的かつ合理的と認められる区間(以下「認定区間」という。)とする。
- 3 助成金の交付対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、通学定期券の令和7年10月分から令和8年3月分の最大6か月分を交付対象とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、通学定期券の利用期間外とみなすものとする。
- (1) 当月の全期間にわたり通学の実績がない、又は見込まれない当該月分
 - (2) 入学又は休暇期間等の正当な理由がなく、継続的な通学と認められない利用期間分

- 4 前項に規定する通学定期券の有効期間は、以下のとおり取り扱うものとする。
- (1) 当月の1日から15日までに開始されるものを当月分とする。
 - (2) 当月の16日から末日までに開始されるものは当該月の翌月分とする。
 - (3) 前2号の規定は、有効期間が1か月を超えるものについても、当該有効期間内の各月について準用する。

- 5 前4項に規定するもののほか、助成金の交付対象に関する必要な事項は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、交付対象期間内における認定区間に係る通学定期券の購入に要した費用の2分の1を乗じて得た額(算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項に規定する助成金の額は、交付対象となる高校生1名につき30,900円を限度とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、助成金額の算出等に関する必要な事項は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付申請を行うに当たっては、令和7年12月18日から令和8年3月5日までの間において申請できるものとし、交付対象となる高校生1名につきそれぞれ1回限りの申請とする。

- 2 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を電磁的記録又は書面(以下「電磁的記録等」という。)によって、前項に規定する交付申請期間内に、町長に申請しなければならない。

- (1) 福智町高校生通学定期券購入助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 通学定期券の写真等(交付対象期間内における継続的利用期間のもの全て)
- (3) 学生証の写真等(申請日から3か月以内に発行された在学証明書でも可)
- (4) 申請者本人名義の振込先口座が確認できる写真等
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定するもののほか、助成金の交付申請に関する必要な事項は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めた場合は、福智町高校生通学定期券購入助成金交付決定通知書(様式第2号)を、電磁的記録等により当該申請をした交付対象者(以下「交付申請者」という。)に通知するとともに、交付決定した助成金(以下「交付決定額」という。)を当該交付申請者に交付する。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、当該申請が交付要件等に満たないと認めた場合は、福智町高校生通学定期券購入助成金交付不可通知書(様式第3号)により、当該交付申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当し、当該決定後から交付対象期間内において交付決定額に増減が生じるときは、直ちに、福智町高校生通学定期券購入助成金交付決定変更届出書(様式第4号。以下「変更届出書」という。)に、当該変更を証する書類を添付するなどして、電磁的記録等により町長に提出しなければならない。

- (1) 利用する経路又は区間の変更等が生じたとき。(新たに購入した通学定期券の写真等を

添付すること。)

(2) 当該月の全期間にわたり通学が行われなかった事由が生じたとき。

(3) 通学定期券の有効期間が1か月分以上残存している状態で、当該定期券を利用する必要がなくなったとき。

(4) 生活保護を受けるようになったとき。

2 町長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を審査し、当該変更の可否について、福智町高校生通学定期券購入助成金交付決定変更通知書(様式第5号)を、電磁的記録等により当該交付決定者に通知する。

3 前項の規定により交付決定額に変更が生じた場合は、町長は、その差額を交付決定者に対して交付し、又は返還させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、助成金の変更届出に関する必要な事項は、別表に掲げるとおりとする。

(必要な調査等)

第8条 町長は、交付決定者に対し、通学定期券に係る利用状況等の報告を求め、必要に応じて調査等を行うことができるものとする。

(助成金の返還等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、福智町高校生通学定期券購入助成金返還命令書(様式第6号)により、期限を定めて、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を、当該交付決定者に命ずるものとする。

(1) 第7条第3項の規定により助成金の返還が生じたとき。

(2) 第7条第1項の規定による変更の届出がなく、助成金を返還すべき事由に該当することが明らかとなったとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定による交付金の返還期限は、当該交付金の返還を命じた日より30日以内とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

1. 交付対象・金額(第3条及び第4条関係)

項目	内容
交付対象者	各公共交通機関から発行された通学定期券を利用する高校生の保護者 ※ただし、以下に該当する世帯は交付対象外とする。 ①生活保護法の生業扶助を受けている世帯 ②町税等に滞納がある世帯
交付対象となる認定区間	利用実態に応じて、その経路が最も経済的かつ合理的と認められる区間 ※通学に必要な区間は交付対象外とする。
交付対象期間	通学定期券の令和7年10月分から令和8年3月分(最大6か月分) ※通学定期券の有効期間に応じて以下のとおり取り扱うものとする。 ①当月1日から15日までの間に開始されるものは「当月分」 ②当月16日から末日までの間に開始されるものは当該月の「翌月分」 ③有効期間が1か月を超えるものについても、当該有効期間内の各月について上記①及び②を準用
利用期間外とみなす期間	①当月の全期間にわたり通学の実績がない、又は見込まれない当該月分 ②正当な理由がなく、継続的な通学と認められない利用期間分
助成金の額	交付対象期間内における認定区間に係る通学定期券の購入に要した費用の2分の1(100円未満切捨て) ※交付対象となる高校生1名につき30,900円を上限とする。

2. 交付申請・請求(第5条関係)

項目	内容
交付申請の方法	オンライン(町所定)又は紙(郵送・持参)
交付申請期間	令和7年12月18日から令和8年3月5日までの間
申請回数	上記「交付申請期間」内において1回限り ※最大6か月分の通学定期券を取りまとめて申請すること。
提出書類	①交付申請書兼請求書(オンライン申請の場合は不要) ②通学定期券の写真等(交付対象期間内の継続的利用期間のもの全て) ③学生証の写真等 ※在学証明書でも可(3か月以内のもの)。 ④通帳等の写真等(申請する保護者本人名義のもの)

3. 申請内容の変更届出(第7条関係)

項目	内容
変更届出の方法	オンライン(町所定)又は紙(郵送・持参)
変更届出が必要となる時期等	交付対象期間内において当初の交付決定額に増減が生じるとき ①利用経路・区間の変更等をしたとき(定期券の変更) ②月の全期間にわたり通学しなかったとき(休学など) ③通学定期券の有効期間が1か月分以上残存している状態で、当該定期券を利用する必要がなくなったとき(転居、自転車通学など) ④生活保護を受けるようになったとき
提出書類	上記①から④までの変更を証する書類 ※通学定期券の券面事項に変更が生じた場合は、当該定期券の写真等を必ず添付すること。 ※書類の添付が困難な場合は、「変更届出書」に事由・対象期間等を記載すること。